

TOPICS

アジア経済

カーボンプライシングを巡るアジアの動き

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部  
主任研究員 熊谷 章太郎  
kumagai.shotaro@jri.co.jp

アジア諸国のカーボンプライシングの導入状況は国ごとに大きなばらつきがあるが、総じてみれば排出権取引制度が整備される一方、炭素税の導入は進んでいない。

■カーボンプライシングへの関心が高まるアジア

世界的に環境志向が強まるなか、アジア各国は GHG (温室効果ガス) の削減に向けて、環境負荷の少ない生産・消費体制の構築を進めている。具体的には、①ガソリン車からEV(電気自動車)へのシフト、②鉄鋼製品の生産方式の見直し(高炉から電炉への生産シフト、高炉における水素を活用した製鉄)、③再生可能エネルギーの導入拡大等に注力している。これに関連して注目を集めているのがカーボンプライシングである。カーボンプライシングは、温室効果ガスの排出に伴う社会的コストを「見える化」し、環境負荷の軽減に向けた取組を後押しするとともに、環境対策に必要な税源を確保することを可能とする。カーボンプライシングは大きく分けて排出権取引と炭素税の二種類があり、それぞれ一長一短がある(右上表)。前者は排出主体の排出量の上限が政府により決定され、排出上限を超える企業は他の企業から排出権を購入するというものである。全体の排出削減量を見通しやすいという長所がある一方、排出権の取引制度が複雑になりやすいことに加え、取引価格が安定しにくいといった短所がある。これに対して炭素税は、排出量あたりの税額は固定されており、制度がシンプルという長所を持つ一方、排出量の上限が設定されておらず排出削減量を見通しにくいという短所を持つ。排出権取引制度と炭素税に共通した課題は、各経済主体の排出量の詳細な測定が困難であるため、取引制度や課税の対象が大企業に限られる点である。このような点を踏まえて、各国は排出量取引制度と炭素税に加えて、エネルギー生産・消費に関する税制の変更を組み合わせながら、現実的な制度の構築を模索している。環境対策で先行する欧州はこれらの取組に加え、環境規制の緩い国からの輸入品に対して事実上の関税といえる国境炭素税を導入し、域外の排出量の削減を促すことを目指している。

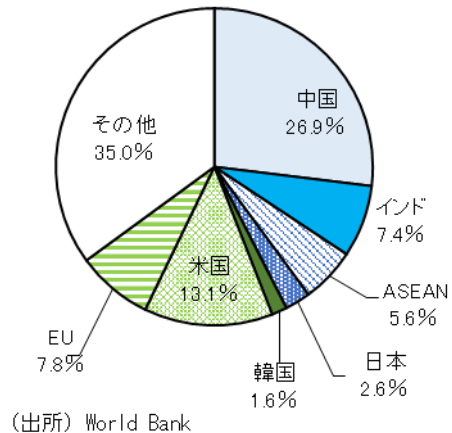
欧州の先進的な取組が注目を集めているが、世界全体の排出量の削減の行方は、中国、インド、ASEAN といった世界 GHG 排出量の約 4 割を占めるアジアでどのようなカーボンプライシングが導入されるかに左右される(右下図)。

<カーボンプライシングの種類と特徴>

	排出権取引制度	炭素税
排出価格	市場取引で決定	政府が決定
排出量の上限	政府が設定	規定なし
制度の複雑さ	複雑	シンプル
実務上の課題	経済主体のCO <sub>2</sub> の排出量の測定が困難であるため、取引制度や課税の対象となるのは大企業に限られる	

(出所) 日本総合研究所

<世界のGHG(温室効果ガス)排出量の国・地域別割合(2018年)>



(出所) World Bank

■アジア諸国の多くは排出権取引制度の整備に注力

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

アジアのカーボンプライシングの導入状況は国ごとにばらつきがあるが、総じてみれば炭素税の導入よりも排出権取引制度の整備が進んでいる(下表)。これまで一部の地域で排出権取引制度を導入していた中国は、2021年7月、全国統一の排出権取引市場の運営を開始した。タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナムも、一部の業種について排出権取引制度を導入することを計画しており、それに向けた試験的な取組を進めている。また、香港とシンガポールは、排出権取引に関わる金融商品の組成と取引の拡大を推進している。インドでは、CO<sub>2</sub>排出権取引制度は導入されていないものの、大気汚染の解消に向けてグジャラート州がPM2.5(微小粒子状物質)の排出権取引制度を導入する等、独自の動きが見られる。

他方、炭素税については、2019年に同税を導入したシンガポールが2030年にかけて税額を大幅に引き上げることを計画しているが、それ以外の国は短期的には景気を悪化させかねない炭素税の導入に慎重な姿勢を示している。炭素リーケージ(排出規制が緩い国への生産シフト)を防ぐべく、世界統一の最低炭素税の導入がIMF等の国際機関から提案されているが、低所得に起因するさまざまな経済・社会問題を抱えるアジア諸国は同案に反発すると予想され、国際協調は難航する公算が大きい。

＜アジア各国・地域のカーボンプライシングを巡る近年の動き＞

	排出権取引制度	炭素税
日本	2023年度より自主的な排出権の取引を行う枠組みである「GXリーグ」を本格稼働することを計画	2012年より「地球温暖化対策のための税」を段階的に導入(現在の税額はCO <sub>2</sub> 排出量1トン当たり289円)
中国	2021年7月より全国統一の排出権取引市場の運営開始	今後の導入を検討中。欧州の国境炭素税については、WTO(世界貿易機関)の原則に違反するとして導入に反対
香港	香港取引所、広州炭素排出権取引所と中国の排出権取引市場のグローバル化に向けた協力の覚書を締結(2022年3月)	今後の導入を検討しているとみられるものの、目立った動き・報道は見られず
台湾	今後の導入を検討中	2023年以降、一部の業種におけるCO <sub>2</sub> 排出量の多い企業に対する炭素税の導入を計画
韓国	2015年に排出権取引市場を創設	今後の導入を検討中
インドネシア	2024年以降、一部の業種について排出権取引市場を導入することを検討中	2022年4月から1トン当たり3万ルピアの炭素税を石炭火力発電所で導入する予定であったが、7月ごろに延期する方針を発表
マレーシア	2022年末から排出権取引制度を導入する方針	今後の導入を検討中
フィリピン	今後の導入を検討中	炭素税の導入には否定的(2021年3月のエネルギー大臣の発言)
シンガポール	2021年に金融機関がCO <sub>2</sub> 排出権の取引所「Climate Impact X」を設立	2019年にCO <sub>2</sub> 排出量1トン当たり5シンガポールドルの炭素税を導入。2030年にかけて50~80シンガポールドルに引き上げることを計画
タイ	2022年以降、一部の業種について排出権取引制度を導入することを検討中	今後の導入を検討中
ベトナム	2025年に排出権取引市場を創設し、試行期間を経て2028年から本格的に稼働することを計画	今後の導入を検討しているとみられるものの、目立った動き・報道は見られず
インド	CO <sub>2</sub> 排出権に関する取引制度は存在せず(2019年にグジャラート州が微小粒子状物質(PM2.5)の排出権取引制度を導入)	2010年に石炭に対して「Clean Energy Cess」が導入されたが、2017年にGST(財・サービス税)の導入に伴い廃止

(出所) World Bank “Carbon Pricing Dashboard”、ASEAN Secretariat “State of Climate Change Report”、各種報道を基に

日本総研作成

(注1)炭素排出量に応じた明示的な価格付けが行われていないエネルギー課税は狭義のカーボンプライシングに含まれない(広義のカーボンプライシングには含まれる)。

(注2)“Emissions trading”の日本語訳には「排出権取引」、「排出量取引」、「排出枠取引」などのさまざまな表記がある

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。